

工期設定実施要領の改定について(R7.4)

(技術調査課)

1 概要

適正な工期の確保に向けた取組のひとつとして、「工期設定実施要領」を策定、平成30年4月1日から試行を開始している。試行を経て、平成31年4月1日から本格運用しており、本要領により発注者が工期の妥当性を検証することにより、週休2日の推進に向けた適正な工期設定に努めているところである。

令和6年3月29日付けで国土交通省より工期に関する基準の実施の勧告がなされ、自然要因として、猛暑日における不稼働に関する内容が追記された。

また、週休2日推進工事においては、令和6年10月から、月単位の週休2日を踏まえ改定を行ったことから、工期設定についても、より厳密な設定が求められる。

上記を踏まえ、本要領においても、猛暑日を考慮した工期設定とするよう改定する。

2 改定案

(1) 工期設定実施要領

箇所	内容
第3条 (用語の定義)	雨休率に猛暑日を考慮するよう改定する。

(2) 工期設定実施要領に基づく工期算定マニュアル

箇所	内容
	工事設定実施要領の改定に基づく修正・追記

3 改定内容

積算システムにおける雨休率について、東部地域：0.8、中部・西部地域：0.9を標準として設定する。

【補足】

猛暑期間（6月～9月）に工事を行う場合は標準値を使用し、猛暑期間外の工事については、これまでどおり猛暑日を考慮しない場合の雨休率（東部・中部・西部全て0.8）を選択し、設定する